

## 森林整備業務入札参加資格に係る中間審査申請について

平成 23 年（2011 年）11 月 29 日

長野県林務部長

このことについて、「長野県の発注する森林整備業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格」（平成 13 年長野県告示第 139 号）第 3 第 2 項の規定により下記のとおり中間審査を行いますので、審査を希望する場合は平成 24 年 2 月 15 日までに管轄する地方事務所林務課へ申請書を提出してください。

### 記

#### 1 中間審査の概要

現在、有効な森林整備業務入札参加資格の有効期限は平成 25 年 4 月 30 日までとなっておりますが、完成工事高や技術職員数の増加により、資格総合点数の変更を希望する入札参加資格者に対して、中間審査を行います。

なお、新たな資格総合点数の有効期限は平成 24 年 5 月 1 日から平成 25 年 4 月 30 日までです。

#### 2 申請に必要な書類

- (1) 森林整備業務入札参加資格申請書（24 中間申請用）
- (2) 森林整備業務に係る経営規模等評価申請書（24 中間申請用）
- (3) 長野県の発注する森林整備業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格」（平成 13 年長野県告示第 139 号）第 5 の 1 号から 7 号に示す添付書類
- (4) 提出書類確認票

#### 3 申請書類提出期間及び提出先

- (1) 提出期間 平成 23 年 12 月 1 日から平成 24 年 2 月 15 日（必着）まで
- (2) 提出先 管轄する地方事務所林務課
- (3) 提出部数 各 2 部（ただし、内 1 部（副本）についてはコピーでかまいません）

#### 4 様式等

本申請に必要な書類の様式、森林整備業務入札参加資格審査実施要綱等は、長野県公式ホームページからダウンロードできます。又、申請書様式は、最寄りの地方事務所林務課でも入手可能です。

<http://www.pref.nagano.jp/rinmu/rinsei/05jigyou/sikaku/sinrinsikaku.htm>

#### 5 申請書記載上の留意事項

- (1) 森林整備業務入札参加資格申請書（24 中間申請用）
  - ・ 記入時点は「3 従業員数等の内訳」と「4 社会保険等への加入状況」は申請日現在とし、その他の項目は中間審査基準日（平成 23 年 12 月 1 日）現在としてください。
  - ・ 様式の注に「申請日が属する」とか「申請日直前」とあるものについては、申請日を平成 23 年 12 月 1 日と読み替えてください。
- (2) 森林整備業務に係る経営規模等評価申請書（24 中間申請用）
  - ・ 記入時点は「●技術者数」のみ申請日現在とし、その他の項目は中間審査基準日（平

成 23 年 12 月 1 日) 現在としてください。

- ・ 様式中の注に示す各証明書類を添付してください。
- (3) 森林整備業務技術者名簿(様式第 2 号)
  - ・ 業務管理者、専門技術者で既登録者の場合は資格証明書類を省略することとしますが、新規に登録する場合は、それぞれ様式の注に示す証明書類を添付してください。
  - ・ 常時雇用を証明する書類(健康保険被保険者証の写し等)は技術職員全員の添付が必要です。

## 6 中間審査結果の通知

中間審査の審査結果は森林整備業務入札参加資格認定通知書により、申請者あてに平成 24 年 4 月 30 日までに通知(郵送)します。

## 7 中間申請により資格総合点数が見直される例

資格総合点数は、客観点数と新客観的点数の合計値を言います。

### (1) 客観点数

- ① 中間審査基準日の属する営業年度の直前の 2 年分の長野県と長野県林業公社(受注希望型競争入札による発注に限る(元請けのみ))及び国(国有林の元請けのみ)が発注した森林整備業務(元請+県発注に係る下請×0.5)完成工事高平均が前回審査よりも大きい場合。
- ② 技術者数が前回審査よりも増えた場合。

### (2) 新客観的点数

- ① 新たに林業労働力確保促進法による認定事業体になった場合。
- ② 新たに高性能林業機械、林業機械を所有又は 2 年以上のリース契約を行った場合。
- ③ 新たに退職金制度に加入した場合。
- ④ 新たに技術職員を雇用した場合。
- ⑤ 新たに林業・木材製造業労働災害防止協会へ加入した場合。
- ⑥ 新たに振動病に係る特殊健康診断を受診させた場合。

ただし、新客観的点数は客観点数の 20%を上限に加点するため、上限に達するなどの場合には資格総合点数が上がらない場合があります。

また、中間審査基準日の直前 2 営業年度で労働災害、入札参加停止処分などがあった場合には資格総合点数が下がることがあります。

## 8 その他

- (1) この審査は申請に基づいて行いますので、資格総合点数変更後、申請内容に虚偽が確認された場合には、1 ヶ月以上 6 ヶ月以内の入札参加停止処分、又は入札参加資格の取消処分を行います。
- (2) 不明の点がありましたら、下記へお問合せください。

林務部 森林政策課(指導担当) 担当: 小林文知  
電話 026-235-7265(直通)  
FAX 026-234-0330  
電子メール rinsei@pref.nagano.lg.jp